



カリフォルニア保護擁護システム

www.disabilityrightsca.org

フリーダイヤル: (800) 776-5746

TTY: (800) 719-5798

Disability Rights California
精神病患者保護・擁護法 (PAIMI 法) 苦情申立て手順
(PAIMI Assurance Grievance Procedure)

Disability Rights California は、精神病者の為のサービスを受けた事がある人、受けている人、その家族、或いは本人や家族の代理人に対し、**精神病患者保護・擁護法 (Protection and Advocacy for Individuals with Mental Illness Act) 4 2 条 U.S.C. § 10805(a)(9)** に従って運営されている事を保証し、苦情申立て手順 (Assurance Grievance Procedure) を設置するよう、連邦法によって命じられています。

Disability Rights California が下記に記させている連邦保証に反する行為を行っていると思う人は、苦情申立て手順 (Assurance Grievance procedure) に従って、苦情の申し立てをする事が出来ます。その人は、

1. 障害病者の為のサービスを受けている人、又は受けた事がある人
2. 障害病者の為のサービスを受けている人、又は受けた事のある人の家族
3. 障害病者の為のサービスを受けている人、又は受けた事がある人の代理人

連邦保証は Disability Rights California が以下である事を要求しています。

1. 独立したサービスの提供者であること
2. 保護及び擁護する能力があること
3. 訓練を受けた職員がいること
4. 虐待やネグレクトの申立てを調査する権利があること

5. 法的、管理的、その他の確な療法を探求する権利があること
6. クライアント、記録書、また施設へのアクセスがあること
7. 親展な記録を守ること
8. 州ではなく法的後見人、管理者、代理人が訴訟を起こしている場合、法的代理人が **Disability Rights California** のアシスタントを要さない限り、クライアントの代わりに訴訟を起こさないこと。
9. 緊急時を除いて、法的行為の前に管理上の治療方法を公開すること
10. **Disability Rights California** のクライアントや相談評議会議長を含む数名で成り立つ役員会を設置していること。
11. 方針や優先順位のアドバイスをするアドバイザー評議会を持ち、その中60%が受信者、前受信者、又は、その家族の一員で成り立っている事。また年に一回、報告書の一部を完成させること。
12. 優先順位についてのコメントを公共の場で公開すること。
13. 連邦法の目的で、法的判決を使用すること。
14. 連邦政府の割当て金は、代替資金や連邦非資金ではない補足給付金として使用すること。

Disability Rights California が法に反する行為を犯していると思われる方は、苦情申し立て手順に従い、取締役 (**Executive Director**) まで苦情の申し立てを行う事が出来ます。苦情申し立ての書類は、下記まで郵送して下さい。

Executive Director
Disability Rights California
1831 K Street
Sacramento, CA 95811

取締役は、適切な場合において、訴訟ディレクター (**Director of Litigation**) 若しくは **Disability Rights California** の職員に苦情申し立ての法的分析を要求する事も出来ます。取締役は苦情申し立てを受理してから30日以内に、書面にてその件に関する決定を通知します。

精神病者保護・擁護法 (PAIMI 法) 苦情申立書
(PAIMI Assurance Grievance Form)

氏名:

住所:

電話番号: ()

メールアドレス:

私は・・・ [どれかを選んでください]:

精神病者の為のサービスを受けている者、又は受けた事がある者です。

精神病者の為のサービスを受けている者、又は受けた事がある者の家族です。

精神病者の為のサービスを受けている者、又は受けた事がある者の代理人です。

Disability Rights California は、精神病者保護・擁護法 (Protection and Advocacy for Individual with Mental Illness Act) 4 2 条 U.S.C. § 10805(a)(9) で定められている事柄を侵害したと信じます。

苦情申立ての理由:

日付

楷
書

署名

下記まで郵送して下さい。

Executive Director
Disability Rights California
1831 K Street
Sacramento, CA 95811
Fax: (916) 504-5809

メールアドレス: executivedirector@disabilityrightsca.org